

原山公園 屋外プール・屋内施設の ネーミングライツ・パートナーを募集します

堺市では、令和 2 年 9 月にオープンした原山公園の屋外プール、屋内施設において、本市の自主財源の確保を目的に、令和 2 年 9 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで民間事業者とネーミングライツ・パートナーの契約を締結しています。

このたび、令和 7 年 5 月で契約が満了するため、以下のとおり新たなネーミングライツ・パートナーを募集します。

1 募集概要

(1) 対象施設

原山公園 屋外プール・屋内施設（堺市南区原山台 2 丁 5-1）

(2) 最低命名権料（ネーミングライツ料）

年間 100 万円（消費税等を除く）以上

(3) 契約期間（呼称の使用期間）

令和 7 年 6 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（4 年 10 か月）

(4) 命名できる呼称（通称名）

- ・呼称には法人名やネーミングライツ・パートナーが有する商品名等を付与することができます。
- ・呼称には「堺」、「SAKAI」等、堺市に所在することがわかる表記を入れてください。表記方法は、漢字、ひらがな、カタカナ、及びローマ字のいずれかとしてください。
- ・屋外プールは、「○○○プール」など、プールであることが分かる呼称としてください。
- ・屋内施設は、「○○フィットネス」など、水泳やトレーニングができる施設と分かる呼称としてください。
- ・施設には看板で呼称を表示することができるほか、パンフレットなどの出版物にも呼称表示できます。

(5) 応募資格

応募は法人に限ります（複数法人によるグループ応募も可能です）。

(6) 募集期間

令和 6 年 12 月 2 日（月）～令和 7 年 2 月 14 日（金）

※詳細は、12 月 2 日（月）から以下の本市ホームページでお知らせします。

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/koen/nyusatsu/nyusatsu_keiyaku/nrp.html

2 今後のスケジュール

令和 6 年 12 月 2 日	募集開始
令和 7 年 2 月中旬～下旬	審査・選定
令和 7 年 3 月下旬	契約締結
令和 7 年 6 月 1 日	呼称の使用開始

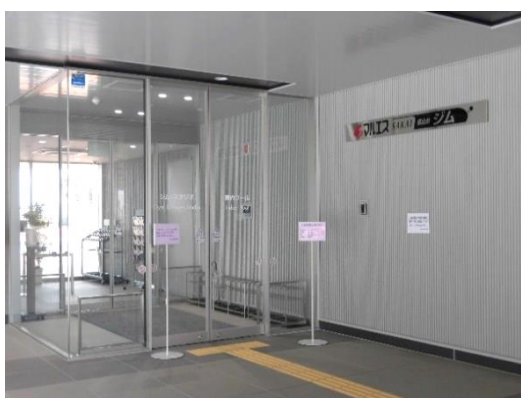
○屋外プール



○屋内施設



○施設看板



問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：建設局 公園緑地部 公園監理課
電 話：072-228-7824
ファックス：072-228-1336